

行政に対するご相談は、行政相談員まで

行政相談員は、国の行政機関等の業務に関する国民からの苦情の相談を受けて、必要な助言を行い、さらに関係行政機関等にその苦情を通知し、その解決を図ります。

また、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることにより、行政の改善に貢献しています。

例えば、道路、登記、税金、年金、郵便、労働などの問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

【お問合せ先】総務課 内線139

監査委員に西直實氏



監査委員の穂留健一氏が3月31日付けで任期満了により退任され、後任に西直實氏が選任されました。

西氏は、これまで町議会議員（4期）や町文

化協会長など多くの行政委員を歴任されています。

監査委員は、議会、町又はその他の執行機関あるいは外部の圧力等によって何らかの干渉を受けることなく、また、特定の者や集団に特定の利益又は不利益を与えることなく、常に法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任において、誠実かつ厳正に、その職務を遂行すべき基本的義務を有しています。

事業者の皆様へ

「平成23年度労働保険年度更新手続き」のお知らせ

6月1日から7月1日は労働保険料の年度更新手続き期間です。

- 6月はじめに送付されます労働保険料申告書・納付書により、期間中に申告・納付を行っていただきますようお願いいたします。
- 本年度より、年度更新の審査業務が外部委託され、申告書受付は、原則記入漏れ等をチェックするだけの確認作業になります。申告書は記入誤り・漏れがないように自主的な記入・申告をお願いします。また、申告書の電子申請・郵送による提出もご検討ください。

【お問合せ先】鹿児島労働局保険徴収室 TEL 099-223-8276

フレッツ光ネクストの申込について

5月21日(土)以降から光ファイバーを利用したインターネット接続回線の申込受付をNTT西日本が開始します。(広報ちな4月号では15日でしたが、変更となりました。)受付方法は、電話による受付もしくは現地受付会(6月10日~12日 町民体育館 予定)で申し込むことができます。スムーズに申込を進めるため、以下の準備をお願いします。

- 1 本町で提供されるフレッツ光ネクストサービスは、戸建てのファミリータイプのみとなります。
- 2 サービス内容は以下のタイプから選択できます。最大速度はあくまでも技術規格上の最大値となります。速度は①→②→③の順番で早くなります。③は月額料金が①・②より高額になります。
 - ①ファミリータイプ 最大100Mbps
 - ②ファミリーハイスピードタイプ 最大200Mbps
 - ③ファミリー・エクスプレスタイプ 最大1Gbps
- 3 ひかり電話を利用するか選択できます。ご利用している固定電話の料金明細を準備してください。
- 4 プロバイダの選択(100社近くから選ぶことができます)
- 5 宅内工事日予定日(1~4を含め、利用方法等の確認が取れてからとなります。)

詳しくは

町ホームページ <http://www.town.china.lg.jp>
NTT西日本 <http://flets-w.com/next/index.html>
をご覧ください。

【お問合せ先】企画振興課電算係 内線146

憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

さて、国民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が始まってから今年で3年目を迎えますが、裁判員裁判の報道等を通して、裁判員について考えていただくことが多くなったのではないのでしょうか。裁判所は、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、日ごろから幅広い広報活動を行っています。裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)で、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で、それぞれ紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

また、各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの催しを積極的に行っていますので、ご興味のある方は、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせいただくか、裁判所ウェブサイトをご確認ください。各種行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判員について理解を深めていただければ幸いです。